

# 地熱発電業務賠償責任保険 団体制度のご案内

## はじめに

一般的に地熱発電に用いる地熱貯留層と温泉として利用している温泉帯水層は深さが異なり、両者の間は水を通しにくい地層で隔てられていることから、地熱開発が温泉に影響を与えることは稀と言われています。一方で、万が一、温泉の湯量・泉質・温度に変化があった場合、温泉事業者による原因調査の負担や施設の休業や温泉客減少による逸失利益が懸念されるため、地熱開発を行うにあたっては、温泉事業者の賛同を得ることが困難な場合がございます。

そこで本制度は、地熱発電事業者の皆様から、温泉事業者の皆様に「開発へのあんしん」をご提供いただけるよう設立いたしました。



## 制度の特長

特別な補償内容  
(温度変化についても補償)

ヒアリングシートによる  
簡便な契約手続き

### 補償の 内容

「地熱発電業務賠償責任保険」は、地熱発電開発場所の周辺の温泉の湧出量減少または泉質・温度変化について、

- ① 地熱発電事業者が原因調査費用を負担することによって被る損害
- ② 地熱発電業務の遂行に起因して発生した周辺の温泉の湧出量減少または泉質・温度変化によって温泉事業者に生じる逸失利益等の損害に対して、地熱発電事業者が負う法律上の損害賠償責任

を補償する保険です。



結果的に、温泉に生じた湧出量減少または泉質・温度変化について  
**地熱発電業務との因果関係がなかった場合でも、**  
**地熱発電事業者の皆様がご負担された原因調査費用を補償します！**



### 加入要件

次のすべてを満たす地熱開発について、ご加入いただけます。

- ① 契約者＝日本地熱協会正会員もしくは正会員が出資<sup>\*1</sup>する特別目的会社
- ② 発電方式が「フラッシュ発電」もしくは「バイナリー発電」の事業

## ご注意いただきたい事項

- ◆ お引き受けにあたっては、協議会等<sup>\*2</sup>を特定いただく必要がございます。
- ◆ 「温泉の湧出量減少または泉質・温度変化」は、特定いただいた協議会等によって客観的に確認されたものに限ります。
- ◆ 「温泉事業者に生じる逸失利益等の損害」については、特定いただいた協議会等に参画する温泉事業者に生じたものに限ります。

\*1 出資割合は問いません

\*2 地熱開発事業者と周辺の複数の温泉事業者、地方自治体、有識者(大学教員、公的研究機関の研究員等)等から成る温泉協議会等の中立的な機関・団体

## 補償条件と保険料例

地熱開発のプロセスを次のA～Fのフェーズに分け、  
フェーズごとにお引き受けいたします。



Phase	Phase A	Phase B	Phase C	Phase D	Phase E	Phase F
	地表調査	調査井掘削	環境アセスメント	生産井・還元井の掘削	発電所設備の設置・建設	発電所の運転
保険期間	Phaseごとに設定	Phaseごとに設定	Phaseごとに設定	Phaseごとに設定	Phaseごとに設定	1年更新
免責金額	0円					
縮小支払割合	95%または90%					
支払限度額	プラン①	損害賠償責任:500万円		原因調査費用:500万円		
	プラン②	損害賠償責任:3,000万円		原因調査費用:3,000万円		
	プラン③	損害賠償責任:1億円		原因調査費用:3,000万円		

### 【保険料例(パターンA)】

プラン①:158,340円 プラン②:950,000円 プラン③:2,058,340円

(下記条件の場合)

最も浅い掘削深度:1,200m 周辺温泉までの距離:1.5km 地熱開発実績数:1回 掘削地点の温泉保護地域該当:無  
経産省「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」の「ソフト支援事業またはハード支援事業」:無 縮小支払割合:95% 追加被保険者:0社

### 【保険料例(パターンB)】

プラン①:249,380円 プラン②:1,496,260円 プラン③:3,241,880円

(下記条件の場合)

最も浅い掘削深度:800m 周辺温泉までの距離:1.5km 地熱開発実績数:1回 掘削地点の温泉保護地域該当:無  
経産省「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」の「ソフト支援事業またはハード支援事業」:無 縮小支払割合:95% 追加被保険者:1社

※上記保険料はいずれのPhaseも同様の保険料となり、保険期間において保険料は変更なりません。

### ご加入時に確認させて頂く項目

保険料の算出等にあたっては、ヒアリングシートに基づき  
次の事項をご確認させて頂きます。

- ①地熱開発の内容(調査井・生産井・還元井の掘削深度、地熱開発場所、開発Phase等)
- ②湯量減少・泉質・温度変化を客観的に確認をする協議会<sup>※2</sup>等の名称
- ③地熱開発地(掘削地点)から周辺温泉までの距離
- ④経産省「地熱開発理解促進関連事業支援補助金」の「ソフト支援事業またはハード支援事業」の該当有無
- ⑤過去の地熱開発の実績数
- ⑥掘削地点の温泉保護地域の該当有無
- ⑦追加被保険者(記名被保険者以外に責任を負う可能性のある者)

※2 地熱開発事業者と周辺の複数の温泉事業者、地方自治体、有識者(大学教員、公的研究機関の研究員等)等から成る温泉協議会等の中立的な機関・団体

#### <お問い合わせ先(引受保険会社)>

東京海上日動火災保険株式会社  
本店営業第二部 営業第一課  
(所在地) 東京都千代田区大手町1-5-1  
大手町ファーストスクエアWEST11F  
(Mail) TMNF1711-1@tmnf.jp

#### <お問い合わせ先(制度運営代理店)>

共立株式会社 業務開発部  
(所在地) 東京都中央区日本橋2-2-16  
共立日本橋ビル  
(Mail) kyoritsu-chinetsu@kyoritsu-ins.co.jp

※ご連絡時には件名に「地熱保険団体制度」と記載ください。

このご案内書は、地熱発電業務賠償責任保険団体制度の概要を紹介したものです。これらに関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容は、代理店または弊社までお問い合わせください。詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がありましたら、ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。